

# ○岩見沢市入札参加資格者指名停止基準 第3条の運用指針について

平成24年8月1日制定

(目的)

第1条 この運用指針は、岩見沢市競争入札参加資格者指名停止基準（平成7年3月24日制定。以下「基準」という。）第3条の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(基準第3条第1項関係)

第2条 基準第3条第1項の規定により指名停止の対象とする下請負人は、当該事故発生現場に直接関与し、かつ、相当の安全管理上の措置を講じていれば事故の発生を防止することができたにもかかわらず、これを怠ったものと認められる者等とする。

(基準第3条第2項関係)

第3条 基準第3条第2項に規定する「明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者」とは、分担施工方式の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区が明確に区分されている場合、除雪共同企業体のうち、車道除雪や歩道除雪などで責任業務区域が明確に区分されている場合、その他有責構成員が明らかに特定できる場合等とする。

(基準第3条第3項関係)

第4条 基準第3条第3項の規定により共同企業体について指名停止を行う場合において、既に対象である工事案件が開札済みであって、新たな入札が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないものとする。

2 基準第3条第3項の規定による共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自体に措置要件に該当する直接的な事案はないことを考慮し、基準第4条第2項の短期加重措置を適用しないものとする。

3 下請負人又は共同企業体の構成員が単独で措置要件に該当する行為を行い、指名停止の期間中あるいは指名停止期間満了後、基準第4条第2項各号の経過期間内に、

基準第3条第1項及び第2項の規定により元請負人や共同企業体とともに指名停止となる場合には、元請負人又は共同企業体の短期の指名停止期間を超えてその期間を定めることができる。また、基準第3条第3項の規定により指名停止を行う共同企業体についても、構成員が短期加重措置に該当する場合には、当該共同企業体の短期の指名停止期間を超えてその期間を定めることができる。

#### 附 則

この運用指針は、平成24年8月1日より施行する。